

# 国民健康保険税納税通知書（暫定賦課）の見方

## ★暫定賦課とは

💡前年度から引き続き国保に加入している世帯について、**毎年4月に国民健康保険税暫定通知書を送付**します（4月から6月に納付する第1～3期分）。

💡**年度当初は前年中の所得状況等を把握できないため、前年度の年税額をもとに仮計算した税額で納税通知書を送付**します。

💡**4月から6月までは、国保加入者に一部増減があっても、暫定賦課額の変更は行いません。**過不足の調整は保険税が確定する7月に行います。

※4月中に世帯全員が国保の資格を喪失した場合に限り届出の翌月に税額の更正通知書を送付します。

## ★国民健康保険税納税通知書（暫定賦課）の見方

### 1 ページ目

「どなたの」「何年度分の」保険税で「暫定税額がいくらか」を確認できます。

例) 世帯主：松島 太郎  
妻：松島 花子

### ◆納付書の方

**1** 令和 年度 国民健康保険税納税通知書(暫定賦課)

令和●年●月●日 **3**

**2**

【宛名の記載例】  
 例1：松島 太郎 様 世帯主名が記載されます。世帯主が国保に加入していない場合でも世帯主名で届きます。  
 例2：松島 花子 様 送付先を設定している場合は送付先宛名の下に「●●様分(世帯主名)」と表示されます。  
 (松島 太郎 様分)

宮城県松島町長 松島 町長印

下記のとおり賦課決定しましたので納期限までに納めてください。

※国民健康保険税の所得割額の算定に用いる課税所得金額が確定していないので、前年度の収入の状況をもとに仮に算定した税額です。

| 通知書番号 |        | 期別  | 第1期   | 第2期   | 第3期   |
|-------|--------|-----|-------|-------|-------|
| 国保番号  | 主基本コード | 税額  | 6,900 | 6,900 | 6,900 |
|       |        | 納期限 |       |       |       |

※この納税通知書は、「世帯主あて」となり「世帯単位の課税」となります。

**4**

◆口座振替の方

1 令和 年度 国民健康保険税納税通知書(暫定賦課)

3 令和●年●月●日

2 宛名

宮城県松島町長 松島 町長印

5

4

| 期別  | 第1期   | 第2期   | 第3期   |
|-----|-------|-------|-------|
| 税額  | 6,900 | 6,900 | 6,900 |
| 納期限 |       |       |       |

6

※国民健康保険税の所得割額の算定に用いる課税所得金額が確定していないので、前年度の収入の状況をもとに仮に算定した税額です。

|        |       |      |
|--------|-------|------|
| 通知書番号  | 口座種別  | 振替方法 |
| 国保番号   | 口座番号  |      |
| 主基本コード | 金融機関名 |      |

※この納税通知書は、「世帯主あて」となり「世帯単位の課税」となります。

※この通知書では前年度分までです。

※この税金はあなたが指定した金融機関の口座より自動振替により納付されます。

2ページ目

「国民健康保険に加入している方」を確認できます。

令和 年度 国民健康保険税暫定賦課対象者一覧

| 氏名                    |
|-----------------------|
| (例)<br>松島 太郎<br>松島 花子 |

7

・上記の方が、3月末日現在で、国民健康保険の資格がある方です。

## 💡各項目の解説

|   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 課税年度   | 課税した年度を確認できます。  |
| 2 | 納税義務者欄 | 納税義務者（世帯主）宛に通知します。世帯主の方が国保に加入していない場合であっても、世帯の中に被保険者がいる場合は世帯主の方が納税義務者となります。<br>なお、送付先を設定している場合は、送付先設定者の名前の下に世帯主名が記載されます。 |
| 3 | 通知発送日  | 納税通知書の発送日を記載しています。  |
| 4 | 暫定税額   | 決定した暫定税額第1～3期分を記載しています。   |
| 5 | 口座振替者用 | 口座振替対象者の方には、「口座振替用」と記載されます。   |
| 6 | 振替口座   | 金融機関で申し込みした振替口座の情報が記載されます。  |
| 7 | 加入者名   | 前年度に加入していた方の名前が記載されます。<br>なお、4月に3月以前に遡って資格の喪失をした場合や、4月以降に国保加入の届出を行った場合については、対象者の一覧に反映されませんのでご注意願います。                    |